

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議について

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設企画課

平成24年4月

1. 趣旨、委員構成

趣旨： 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地域住民のコミュニティの拠点、地域の防災拠点としての役割を担っていることから、その安全性の確保や質の向上等は極めて重要である。このため、今後の学校施設の在り方等について調査研究を行い、その成果の公表・普及を通じて、安全・安心で豊かな学校施設づくりを推進する。

構成： 協力者20名、特別協力者2名

(協力者)

相川敬	社団法人日本PTA全国協議会会長
岩井雄一	十文字学園女子大学21世紀教育創生部教授
上野淳	首都大学東京副学長
海野剛志	川崎市教育委員会事務局担当理事教育環境整備推進室長事務取扱
衛藤隆	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所所長
工藤和美	シーラカンスK&H株式会社代表取締役 東洋大学理工学部教授
鈿持勉	帝京大学教育学部准教授 東京学芸大学特任教授
杉山武彦	成城大学社会イノベーション学部教授
高際伊都子	学校法人渋谷教育学園渋谷中学高等学校副校長
長澤悟	東洋大学理工学部教授
中埜良昭	東京大学生産技術研究所所長・教授
成田幸夫	岐阜聖徳学園大学教育学部教授
増田道子	前東京都立葛飾特別支援学校長
松村和子	文京学院大学人間学部教授 文京学院大学院研究科委員長・教授
御手洗康	公益財団法人教科書研究センター副理事長
村山真由美	平塚市立金目中学校長
柳澤要	千葉大学大学院工学研究科教授
山崎茂	東京都立小山台高等学校長
山重慎二	一橋大学大学院経済学研究科准教授
山西潤一	富山大学人間発達科学部教授

(特別協力者)

齋藤福栄	国立教育政策研究所文教施設研究センター長
屋敷和佳	国立教育政策研究所教育政策・評価研究部総括研究官

(五十音順、敬称略)

:主査

:副主査)

2. 検討事項

検討事項:

1. 各学校種ごとに学校施設整備指針を策定

- ・学習指導要領の改訂や社会環境の変化等に対応するため、平成21年度から改訂に向けた検討を実施。

幼稚園、小学校、中学校施設整備指針の改訂(平成21年度)

高等学校、特別支援学校施設整備指針の改訂(平成22年度)

(-事例集(幼、小・中学校)の取りまとめ(平成22年度))

(-事例集(高、特別支援学校)の取りまとめ(平成24年度(予定)))

「学校施設整備指針」とは、学校施設の計画及び設計における基本的な考え方や留意事項について示したガイドライン

- ・新しい工夫があり他の学校にも参考になるとと思われる施設的なアイデアについて事例集を取りまとめ。

新たな学校施設づくりのアイデア集(平成21年度)

3. 検討事項

検討事項:

2. 学校施設の安全性や評価など個別テーマに応じた検討

- ・平成20年に発生した小学校における天窓からの転落事故等を踏まえ、学校施設における事故防止対策について検討を実施。

報告書「学校施設における事故防止の留意点について」(平成20年度)

- ・学校施設が抱えている老朽化対策や耐震化、バリアフリー化など様々な課題に対応していくためには、その前提として適切な学校施設の評価が必要との考えの下、その在り方について検討を実施。

報告集「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～」(平成20年度)

(-学校施設の評価事例集「学校施設がこんなによくなりました」(平成21年度))

- ・地球温暖化などの環境問題等に対応するため、エコスクールの推進方策などについて検討を実施。

報告書「環境を考慮した学校施設(エコスクール)の今後の推進方策について - 低炭素社会における学校づくりの在り方 - 」(平成20年度)

(-「環境教育に活用できる学校づくり実践事例集」(平成23年度))等

など

4. 検討課題

検討課題：

学校施設の老朽化対策に関する検討
教育活動円滑化のための学校施設整備に関する検討 など

(参考) 教育活動円滑化のための学校施設整備WG

趣旨

教育振興基本計画（平成20年7月1日策定）において、今後10年間を通じて“教育の質を高める”ことが目標として掲げられたことを踏まえ、また、現在審議が進められている第2期教育振興基本計画の内容も踏まえつつ、重要な教育条件である学校施設に関し、教育活動をより円滑に行う観点から、その整備の在り方等について、親会議の下に「教育活動円滑化のための学校施設整備WG」を設置して検討を実施。

成果物について

教育活動の円滑化を推進するため、国として、設置者における取組の参考となるよう、**設置者が**国の教育振興基本計画等を踏まえ、**施設整備施策の計画**を策定する際の基本的な考え方や手順についてまとめた“**手引書（参考資料）**”を作成する。

施設整備施策の計画とは、個別の学校施設整備に関するものではなく、例えば、地方自治法に基づく総合計画や、国の教育振興基本計画を踏まえた地方の計画などに位置付けられる**学校施設全体に関する計画**のこと。